

第6次
館林市地球温暖化対策実行計画
（事務事業編）

令和8年3月
館 林 市

目 次

I 計画の趣旨

- 1 計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 前期計画の活動実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 計画の基礎的事項

- 1 計画期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 温室効果ガス排出量の算定方法・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 基準年度の温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・・・・・ 5

III 削減目標

- 1 温室効果ガス排出量の削減目標・・・・・・・・・・・・・・ 7

IV 削減のための取組内容

- 1 日常業務に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 設備機器の保守管理、運用改善に関する取組・・・・・・・・ 8
- 3 設備機器の新設、更新に関する取組・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 再生可能エネルギーの導入等に関する取組・・・・・・・・ 9

V 推進体制

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 実施状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 実施状況等の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

I 計画の趣旨

1 計画の基本的事項

(1) 目的

第6次館林市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「第6次計画」という。）は、地球温暖化防止に資するため、市役所自らの事務事業に伴って排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの削減等を図るとともに、市役所が率先して温暖化対策に取り組むことにより、市民、事業者の主体的な取組を促進することを目的とする。

(2) 計画の位置付け

第6次計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）第21条の規定（※）に基づき策定し、第三次館林市環境基本計画に係る温暖化対策の具体的な行動指針として位置付けられる。また、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下、「省エネ法」という。）への対応も兼ねている。

温室効果ガス排出量の削減には、全庁的な取組が必要であることから、第6次計画と分野（部門）別の計画が連携し、各分野（部門）の事務事業においても、第6次計画に基づく対策が実施される必要がある。

なお、第6次計画は、第1次計画（平成13年度から平成17年度）から5年ごとに作成され第5次計画（令和3年度から令和7年度）に続くものであり、別途構築している「館林市環境マネジメントシステム」（以下、「館林市EMS」という。）の目標に位置付け、一体的に運用するものとする。

※地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条（抜粋）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

14 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

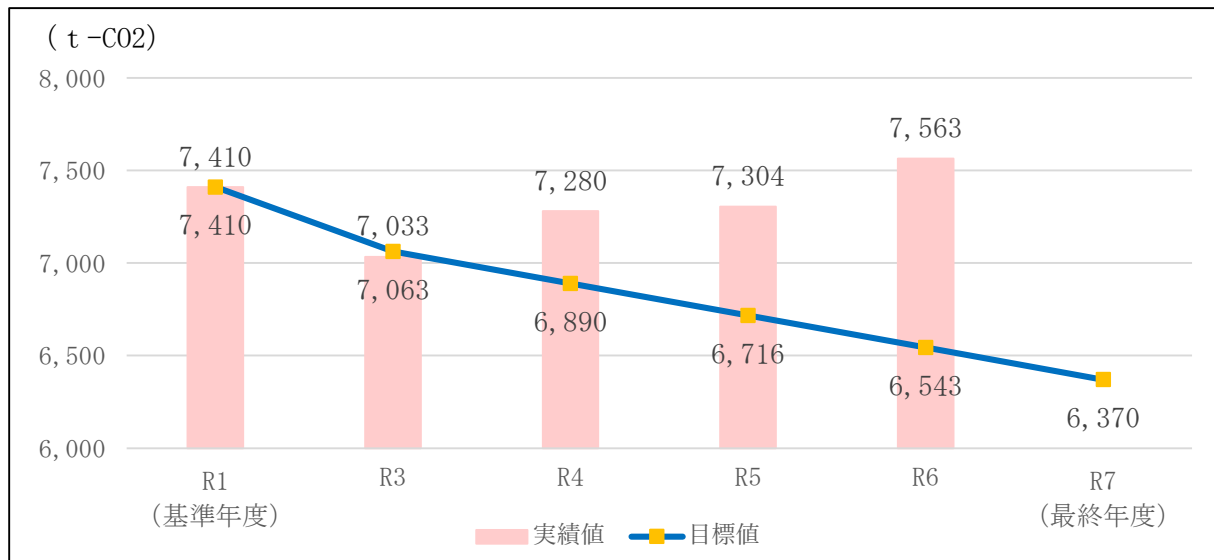
16 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2 前期計画の活動実績

(1) 目標達成状況

第5次計画の活動実績のうち、令和3年度から令和6年度までの活動実績を示す。各年度目標については、令和3年度を除き、目標未達成となった。

【温室効果ガス排出量の実績】



計画年度	目標削減率 (基準年度比)	目標削減量	目標値	実績値	実績削減率 (基準年度比)	備考
平成 25 (2013) 年度	—	—	—	9,171	—	国基準年度
令和元 (2019) 年度	—	—	—	7,410	—	市基準年度
令和 3 (2021) 年度	▲4.7%	▲347	7,063	7,033	▲5.1%	第5次計画期間 (市基準年度比)
令和 4 (2022) 年度	▲7.0%	▲520	6,890	7,280	▲1.8%	
令和 5 (2023) 年度	▲9.4%	▲694	6,716	7,304	▲1.4%	
令和 6 (2024) 年度	▲11.7%	▲867	6,543	7,563	+2.1%	
令和 7 (2025) 年度	▲14.0%	▲1,040	6,370			
令和 8 (2026) 年度	—	—	—	—	—	
令和 9 (2027) 年度	—	—	—	—	—	
令和 10 (2028) 年度	—	—	—	—	—	
令和 11 (2029) 年度	—	—	—	—	—	
令和 12 (2030) 年度		—	(5,503)	—	—	(国基準年度比 ▲40.0%)

※平成25年度の実績値（9,171 t-CO2）については、当時の水道事業とごみ処理事業を除いた温室効果ガス排出量をいう。

【温室効果ガス排出量の内訳】

年度	燃料／％		電気／％		その他／％		計	
令和元（2019）	1,524	100.0	5,191	100.0	695	100.0	7,410	100.0
令和3（2021）	1,548	101.6	4,864	93.7	621	89.4	7,033	94.9
令和4（2022）	1,568	102.9	5,088	98.0	624	89.8	7,280	98.2
令和5（2023）	1,542	101.2	5,192	100.0	570	82.0	7,304	98.6
令和6（2024）	1,568	102.9	5,400	104.0	595	85.6	7,563	102.1

（単位：t-CO₂／基準年度比）

前期（第5次）計画の策定時の背景として、平成28年度に環境省から示された「政府実行計画」において、平成25年度の排出量を基準として、令和12年度までに政府の事務事業における削減率を40％とすることとされ、地方自治体にもこの趣旨を踏まえた取組を期待することが定められていた。

本市においても、この40％という削減率を前提に前期計画の削減目標を設定しており、それが2ページの表【温室効果ガス排出量の実績】に示されている。国の基準年度である平成25年度における本市の実績9,171t-CO₂から40％の削減を目指した目標値が、令和12年度の5,503t-CO₂となる。このような考え方により最終目標値を5,503t-CO₂とした上で、令和元年度の排出量7,410t-CO₂を基準として、令和3年度から令和11年度の目標排出量を按分して設定した。そのうちの前半の5年間を、第5次計画期間とし、令和元年度の排出量7,410t-CO₂を基準として、**令和7年度の排出量を令和元年度比で14％減の6,370t-CO₂**とすることを目標に掲げた。

目標に対する結果としては、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による事業活動の中止・縮小に伴い、排出量は減少し、年度目標値を達成した。その後、令和4年度からは感染症対策を行いつつ、事業活動が再開したことに加え、記録的な猛暑の影響により空調の使用が増えたこと、また令和6年度には高圧電力がより排出係数（※）の高い電力会社との契約になったことなどから排出量が増加している。一方で、大幅な排出量の削減が期待できる太陽光発電設備を始めとした再生可能エネルギー発電設備設置や再生可能エネルギー由来の電力調達といった取組が進まなかった。

以上のことから、令和6年度の排出量が基準年度比で**＋2.1％（増加）**となっており、令和7年度に基準年度比14％減の6,370t-CO₂とする目標達成は非常に厳しい状況にある。

※排出係数＝電気の場合、火力と再生可能エネルギーなどの発電割合によって、契約する電力会社ごとに異なる係数を用いてCO₂の排出量を計算する。排出係数が大きいほど、火力由来の発電量の割合が大きいことから、同じ電気使用量でも算出される温室効果ガスの排出量は多くなる。

II 計画の基礎的事項

1 計画期間等

(1) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

(2) 基準年度の設定

令和6年度を、削減目標に係る基準年度とする。

2 計画の対象

(1) 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定する7種類のうち、地方自治体ではほとんど該当しない3種を除いた4種を対象ガスとした。

【温対法第2条第3項】

この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄
- 七 三ふっ化窒素

対象ガス
(4種)

(2) 対象とする組織及び事務事業

本計画では、館林市役所の全ての組織を対象とし、その実施している事務・事業に関わる地球温暖化対策を対象とする。ここには、指定管理者施設等も含む。また、基準年度以降に建設された施設も対象とする。ただし、地方公営企業や事務組合等に移管した組織や事務・事業は対象としない。(これらの組織は、当該組織単独で地方公共団体実行計画(事務事業編)を策定し、地球温暖化対策に取り組む)

3 温室効果ガス排出量の算定方法

本計画に用いる温室効果ガス排出量の算定は、温対法に基づき環境省が令和7年3月に発行した「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」に基づいて算定する。

(1) 算定に伴う本市の特例

①自動車の走行

自動車の走行については、温室効果ガスの総排出量に占める割合が1.0%に満たず、集計するための分類が細かく作業効率が悪いため、本市では台数が最も多く利用率が高い、ガソリン貨物車（軽自動車）の係数を全車種に適用する。

②カーエアコンの使用

カーエアコンの使用については、①自動車の走行と同様に温室効果ガスの総排出量に占める割合が1.0%に満たない。そのため、本市では、年度途中で新規購入や廃車があった場合でも、月割り計算を行わず、年度末の利用台数を年間台数とする。

4 基準年度の温室効果ガス排出量

(1) 基準年度の温室効果ガス排出量

基準年度（令和6年度）における本市の事務事業に関わる温室効果ガス排出量は、次のとおりである。

【基準年度の温室効果ガス排出量】

活動の種類		令和6年度	
		排出量	構成比
燃料の使用		1,568	20.7%
	ガソリン	127	1.7%
	灯油	280	3.7%
	軽油	13	0.2%
	A重油	41	0.5%
	液化石油ガス	56	0.8%
	都市ガス	1,050	13.9%
電気の使用		5,400	71.4%
下水の処理（終末処理場）		533	7.1%
地域し尿処理施設・農業集落排水施設		55	0.7%
自動車の走行		4	0.1%
エアコン付き自動車台数		2	0.0%
合計		7,563	100.0%

（単位：t-CO2）

※小数点以下を四捨五入しているため、必ずしも合計が各項目の和にはならない。

(2) 基準年度の温室効果ガス別の構成比

排出量における各温室効果ガスの種類別割合は、次のとおりである。

各温室効果ガスを二酸化炭素換算値で表すと、二酸化炭素が約9割と大部分を占め、残りの1割未満がメタン、一酸化二窒素及びHFCとなっている。

【基準年度の温室効果ガス種別の排出量】

温室効果ガス	令和6年度	
	排出量	構成比
二酸化炭素 (CO ₂)	6,968	92.1%
メタン (CH ₄)	236	3.1%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	356	4.7%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	2	0.1%
総量	7,563	100.0%

(単位：t-CO₂)

※小数点以下を四捨五入しているため、必ずしも合計が各項目の和にはならない。

Ⅲ 削減目標

1 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 政府実行計画（令和7年2月）

「政府実行計画」では、「平成25年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的かつ間接的に排出される温室効果ガス総排出量を、令和12年度までに50%削減すること」を目標としており、地方公共団体においても、政府実行計画の趣旨を踏まえた率先的な取組の実施が期待されている。

(2) 本市の削減目標

本市においては、(1) 政府実行計画を踏まえつつも、基準年度は最新の実績値である令和6年度とし、以下のとおり設定する。

【温室効果ガス排出量の削減目標】

	実績値	実績削減率	備考
平成25（2013）年度	9, 171	—	国基準年度
令和 6（2024）年度	7, 563	—	市基準年度
計画年度	目標排出量	目標削減率	備考
令和 8（2026）年度	6, 570	▲13.1%	第6次計画期間 (市基準年度比) ※令和12年度国基準年度比▲50.0%
令和 9（2027）年度	6, 074	▲19.7%	
令和10（2028）年度	5, 578	▲26.2%	
令和11（2029）年度	5, 082	▲32.8%	
令和12（2030）年度	4, 586	▲39.4%	

(単位：t-CO₂)

※平成25年度の実績値（9, 171 t-CO₂）については、当時の水道事業とごみ処理事業を除いた温室効果ガス排出量をいう。

(3) 2050年に向けた「たてばやし5つのゼロ宣言」

群馬県では、災害に強く、持続可能な社会を構築し、県民の幸福度を向上させるため、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」をし、その実現に取り組んでいる。

本市においても、同取組の趣旨に賛同し、持続可能で強靱な暮らしやすいまちの実現に向けて、市民・事業者と共に行動するための目標として、令和2年12月21日に2050年に向けた「たてばやし5つのゼロ宣言」をした。

IV 削減のための取組内容

温室効果ガス削減目標の達成に向けて、「館林市低炭素設備機器等導入指針」とともに、以下のとおり、日常業務に関する取組、設備機器の保守管理・運用改善及び新設・更新並びに再生可能エネルギーの導入を推進する。特に、大幅な温室効果ガス削減が期待できる「4 再生可能エネルギーの導入等に関する取組」については重点的に推進を図る。

1 日常業務に関する取組

項目	取組内容の例
空調	・空調設定温度・湿度の適正化 ・使用していない部屋の空調停止 ・空気循環による冷暖房効率の向上
給排水・給湯	・冬季以外の給湯供給期間の短縮
照明	・照明を利用していない場所・時間帯におけるこまめな消灯
昇降機	・エレベーターの適正使用、階段による移動の励行 ・利用の少ない時間帯における一部停止
事務機器	・ＯＡ機器の適正使用 ・使用しない時間帯における電源の遮断 ・ペーパーレス化の推進
公用車	・エコドライブの推進

2 設備機器の保守管理・運用改善に関する取組

(1) 保守管理に関する取組

項目	取組内容の例
空調	・温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃 ・空調設備の適正な保守及び点検
照明	・照明器具の適正な保守及び点検

(2) 運用改善に関する取組

項目	取組内容の例
空調	・ウォーミングアップ時の外気取入停止 ・冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止
給排水・給湯	・給排水ポンプの流量・圧力の適正化 ・給湯温度・循環水量の適正化
受変電	・コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善） ・変圧が不要な時期・時間帯における変圧器停止

3 設備機器の新設・更新に関する取組

項目	取組内容の例
空調	・空調対象範囲の細分化 ・可変風量制御方式の導入 ・ファン等への省エネベルトの導入 ・エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新 ・全熱交換器の導入 ・スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	・エネルギー損失の少ない変圧器への更新 ・デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）
照明	・照明対象範囲の細分化 ・初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新 ・人感センサーの導入 ・LED照明への更新
昇降機	・インバータ制御システムの導入
建物	・高断熱ガラス・二重サッシの導入 ・公共施設の緑化

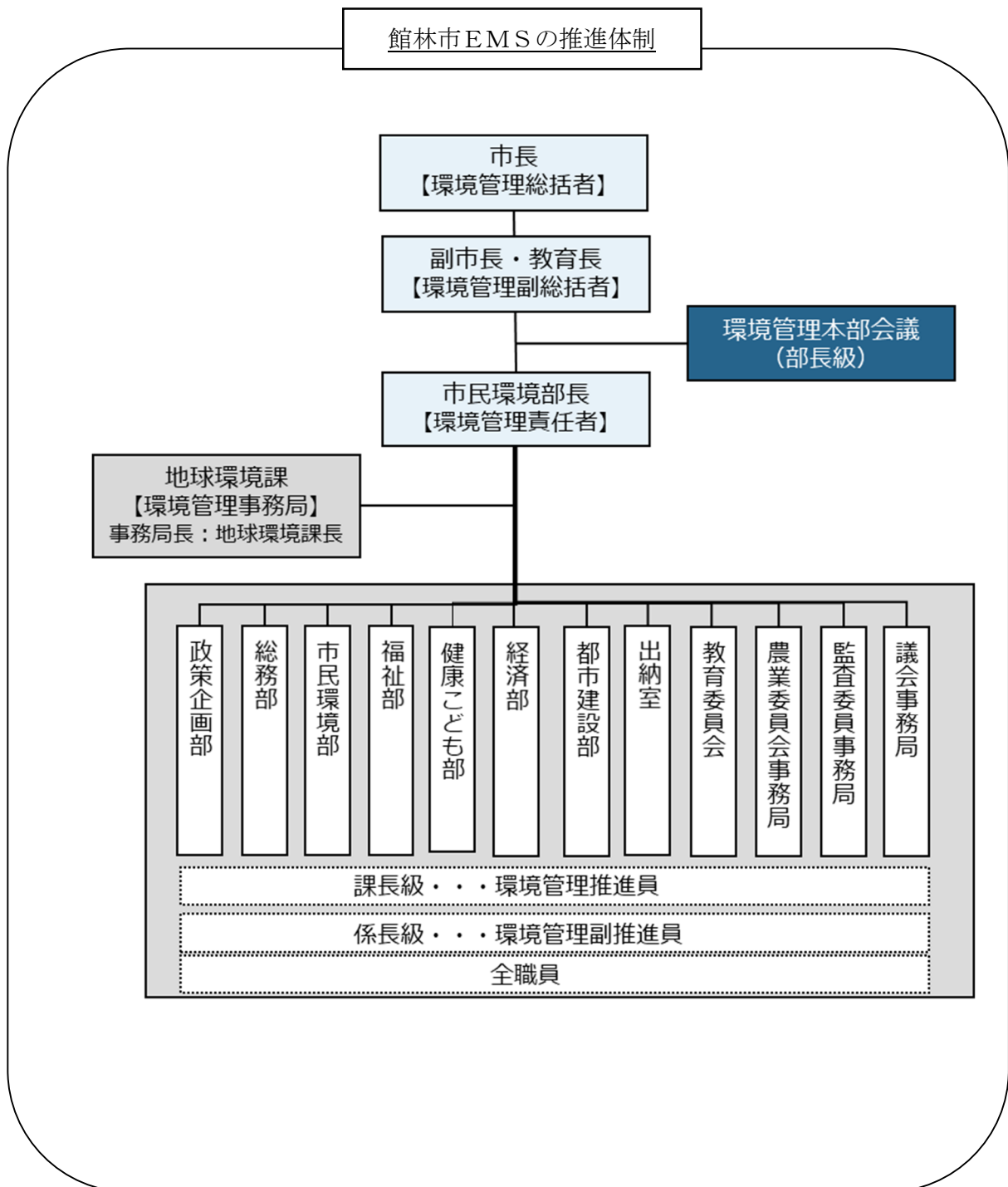
4 再生可能エネルギーの導入等に関する取組

項目	取組内容の例
省エネルギーの推進	・公共施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化
再生可能エネルギーの導入	・太陽光発電の最大限の導入 ・廃熱利用、コージェネレーションシステムの導入 ・公共施設の再生可能エネルギー電力の購入
エネルギーレジリエンスの強化	・公共施設の蓄電池設備の導入 ・公用車の電動車（EV、PHV）の導入 ・電動車（EV、PHV）と公共施設・太陽光発電設備との連携

V 推進体制

1 推進体制

本計画の推進体制は、「館林市環境マネジメントシステム組織に関する要綱」による、館林市EMSの推進体制に則り、各課（施設）において職員一人一人が取り組むこととする。



2 実施状況等の把握

第6次計画に掲げた取組を確実に実施し、継続的な改善を図るため、多層的PDCAサイクルによる進行管理を行う。

(1) 事務事業編全体のPDCA

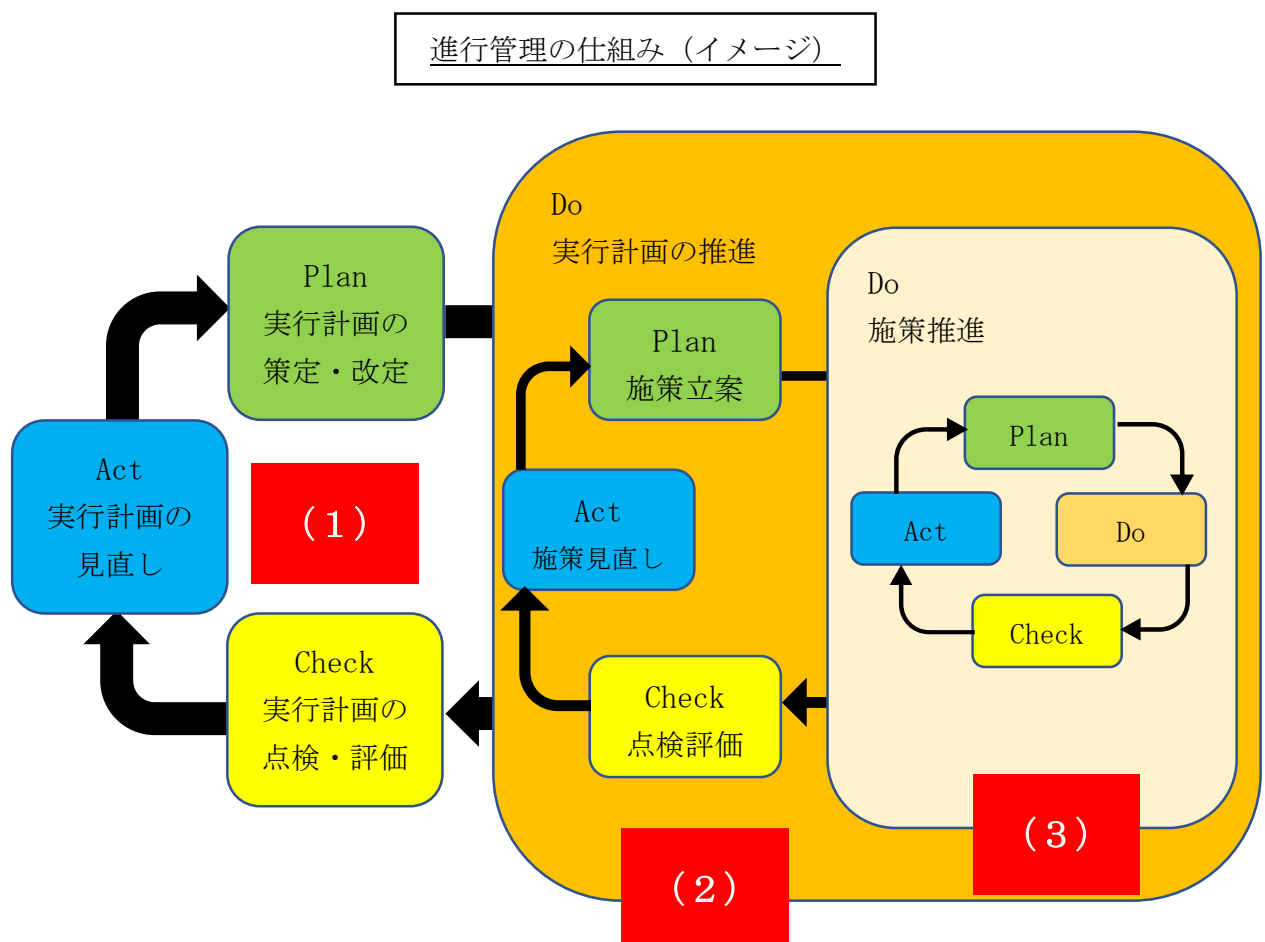
第6次計画の計画期間を対象とし、環境管理総括者（市長）による大きなPDCA。

(2) 毎年のPDCA

毎年の温室効果ガス排出量の算定に伴い、環境管理事務局が毎年運用するPDCA。

(3) 個別の毎年のPDCA

環境管理事務局からの依頼に基づき、各課（施設）の環境管理推進員が個別に毎年行う事業活動・温室効果ガス排出量の報告等に伴うPDCA。



3 実施状況等の公表

本市の温室効果ガス排出量は、温対法21条の規定に基づき環境管理事務局が実施状況（温室効果ガス総排出量を含む）の結果を取りまとめ、市公式ホームページ等で公表する。